

永住許可要件を厳格化した新ガイドラインの撤回を求める会長声明

1 令和8年10月1日、出入国在留管理庁（以下、「入管庁」という。）

は、「永住許可に関するガイドライン」を改定した（以下、「新ガイドライン」という。）。新ガイドラインについて、法務省は、永住許可の許否の判断は、個々の事案における諸般の事情を総合的に考慮して行われるものであり、ガイドラインは飽くまで審査に当たって考慮すべき要素についての基本的な考え方を記載したものと説明する。しかし、従前のガイドラインの運用状況に鑑みれば、今後は新ガイドラインが永住許可の基準として運用されることが予想される。

そして、新ガイドラインでは、特に独立生計要件及び国益要件が不当に厳格化されており、看過し難い問題がある。

2 まず、独立生計要件について、入管法第22条2項2号は、「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること」と定め、従前のガイドラインでは、日常生活において公共の負担にならず、その者や同一世帯の者の資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれることという基準が示され、この基準で運用されてきた。日本人世帯の平均収入に満たないが、日常生活において公共の負担にならず、その者や同一世帯の者の資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれる外国人は少なからず在留している。

しかし、新ガイドラインは、申請時点で、申請者の属する世帯年収の額が、世帯人数に応じた日本人世帯の平均収入を上回る水準（以下「年収水準」という。）の額に継続して達しているかを考慮要素とすることを明記した。これにより、独立して生計を営んでいるが、年収水準に達しない外国

人の永住許可が認められない運用がなされるおそれがある。これは、永住許可の独立生計要件を「独立の生計を営むに足る資産又は技能を有する」ことで足りるとする入管法第22条2項2号に反する。仮に上記のような運用がなされれば、法律で本来認められる永住許可の対象者を、行政が法律を執行する段階で、何らの権限なく排除していることになり、同法に違反する運用と言わざるを得ない。

- 3 また、新ガイドラインでは、同号の運用として、年金加入が要件として追加され、将来の年金受給額が日本人世帯の平均収入を上回る水準で30年間厚生年金に加入していた水準（以下「年金水準」という。）に達していること等という基準が設定されている。

他方で、新ガイドラインは、居住要件について、従前のガイドラインと同様に「原則として引き続き10年以上居住すること」としているが、上記の新ガイドラインの年金基準に照らすと、豊富な金融資産がない限り、10年を大幅に超える期間の居住を求めるに等しく、従前の要件を不当に厳格化している。

- 4 このように、新ガイドラインは独立生計要件を一気に引き上げ、厳格化するものであり、これまで日本で安定して生活しており将来もこれに努めようとする多くの外国籍者の人生設計を著しく揺るがすものである。昨今の日本社会において敢えてこうした厳格化をしなければならない必要性に関する具体的な事実が示されていないことも併せて考えると、このような変更は極めて不合理である。

- 5 さらに、国益要件については、「その者の永住が日本国の利益に合すると認められること」という法律上の要件の解釈として、「積極的かつ具体的に当該外国人の永住が日本国に利益をもたらす必要があること」を明記し、

日本語能力などの要件も課している。

日本語能力をはじめとする複数の考慮事項が新たに課されることによって、従前よりも永住許可を得ることが困難となり、独立生計要件と同様、永住許可を目指して生活を続けてきた外国籍者の人生設計を著しく揺るがす。永住許可申請は、長年の居住の先に更新許可を不要とする永住が可能となる外国籍者の期待を法制度としたものであって、外国籍者からみて権利としての側面もある。そのため、永住許可を認めるか否かの判断において、日本国の国益を過度に要求することは、外国籍者の権利としての側面を軽視するとともに、多文化共生の理念や憲法が理念とする国際協調主義にもそぐわない。

- 6 以上のとおり、新ガイドラインには、入管法第22条2項2号に反する運用がなされると予想されること、独立生計要件及び国益要件が不当に厳格化されることで外国籍者の人生設計を著しく揺るがすこと等の到底看過することのできない問題があるため、当会は、永住許可要件を厳格化した新ガイドラインの撤回を求める。

以上

2026年（令和8年）10月26日

千葉県弁護士会会長 牧田 謙太郎